

住まいをリフォームされる方に工事費の一部を支援します

平成23年度村山市住宅リフォーム支援事業費補助金

★ 第2次受付中…5月23日（月）から **先着順** ★

＝補助金の予算総額に達した段階で受付を終了します＝

村山市内の住宅のリフォーム促進による住環境の整備・定住促進・地元関連業界の振興を図るため、「**村山市住宅リフォーム支援事業**」を実施します。

●対象要件

【住宅の要件】

①市内で自ら居住する1戸建ての住宅。併用住宅は住宅部分が対象となります。

【申請者の要件】

- ①補助金交付申請時において本市に住所を有すること。
ただし、本市に住所を有しない場合は、補助金交付申請年度の3月末日までに転入し当該住宅に居住すること。
- ②市税、水道料及び下水道使用料の滞納がないこと。
- ③過去にこの要綱による補助金の交付をうけたことがないこと。



【工事の要件】

- ①増築・修繕・模様替え・部分的な耐震補強等の住宅の機能維持もしくは向上のための工事（設計及び工事監理に要する経費を含む）及び山形県住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号に規定する（部分補強・省エネ化・バリアフリー化・山形県産木材使用のうち一定の条件を満たす）工事。
- ②リフォーム工事等の費用が1戸当たり20万円以上（消費税及び地方消費税を含む）であること。
- ③市内の建設業者（※）と工事請負契約を締結すること。
※市内の建設業者とは、村山市内に会社の本店及び営業所を有する事業者又は村山市内に住所を有する個人の事業者をいいます。
- ④補助金交付決定後に着手し平成24年3月10日までにリフォーム工事完了報告書を提出すること。

○対象となる工事例

- ・住宅のリフォーム工事全般（増改築、外壁や屋根の張替えや塗装、窓の入替、畳やふすま、壁、クロス等の内装、地デジ化に対応する電気配線工事、太陽光発電装置や省エネルギーの導入、など）
- ・部分的な耐震補強工事
- ・バリアフリー改修
- ・省エネ改修
- ・県産木材の使用によるリフォーム

×対象とならない工事例

- ・住宅の新築工事（村山市定住促進在来工法住宅整備利子補給制度をご利用ください）
- ・店舗併用住宅等の併用部分のリフォーム工事
- ・別棟の車庫、物置の新築やリフォーム工事
- ・賃貸住宅、店舗、作業小屋を対象とした工事
- ・門、塀、生垣、造園、舗装などの外構工事
- ・建物解体のみの工事

●補助額

【市補助金】

- ・工事費の10%で限度額20万円。ただし、部分的な耐震補強を含む工事については工事費の10%で限度額30万円になります。（千円未満切り捨て）

【県補助金】（市の補助金に合わせて交付することになります）

- ・4項目の要件（※）のうち、いずれかに該当する場合に、工事費の10%で限度額20万円になります。（千円未満切り捨て）

※4項目の要件とは、工事基準点算出表（様式第2号）に記載の工事で、工事費総額が50万円未満の場合は合計5点以上、50万円以上の場合は合計10点以上となる必要があります。

●留意事項

- ①工事費（消費税込み）が20万円未満の場合は対象になりません。
- ②申請は1住宅につき1回限りです。
- ③工事中に工事内容を変更する必要がある、補助金額に増減が生じる場合には、「住宅リフォーム支援事業費補助金交付変更（取下げ）申請書」（様式第3号）を提出していただきます。

- ④補助金交付決定前に着工しているものは補助の対象になりません。
- ⑤市が実施する他の制度、要綱等に該当させる住宅リフォームに関連する工事部位は対象外となります。工事部位を明確に区分して申請してください。
- ⑥住宅エコポイントとの併用はできません。

●必要な書類と手続き

【補助金交付申請をするとき】（必ず工事を始める前に次によりお申し込みください）

- ①住宅リフォーム支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ②工事費見積書の写し
- ③工事箇所と内容を示した図面
- ④工事予定箇所の着工前の写真
- ⑤工事基準点算出表（様式第2号）
- ⑥耐震診断書及び補強計算書（部分的な耐震補強を行う場合）
- ⑦納税証明書（住宅を共有している場合には、共有者全員の納税証明書が必要）
- ⑧申請者の住民票抄本（申し込み日前3月以内のもの）
- ⑨水道料・下水道使用料納付済み証明書
- ⑩住宅リフォーム支援事業チェックリスト

※⑦・⑧・⑨は第1次受付の場合には補助金交付決定時に提出していただくことになります。

【補助金交付申請内容を変更するとき】

- ①住宅リフォーム支援事業費補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第3号）
- ②変更内容がわかる見積書
- ③変更箇所と内容を示した図面

【工事が完成したとき】

- ①住宅リフォーム支援事業完了報告書（様式第4号）
- ②工事契約書の写し
- ③工事に要した費用に係る領収書の写し
- ④工事写真（工事中と完成状況がわかるもの）

■ 問い合わせ ■

村山市役所 建設課 建築係

TEL 0237-55-2111（内線232）

FAX 0237-55-6472

e-mail kensetsu@city.murayama.lg.jp